

社会福祉法人長渕保育園 苦情処理解決委員会報告

令和2年度は、苦情処理の必要な案件がなく、苦情解決第三者による委員会の開催はなかった。この第三者委員会の設置については、社会福祉法第82条に基づき社会福祉法人長渕保育園苦情解決委員会設置要綱を平成15年4月1日に設置し、第三者として下記の2名を委嘱している。

平林 房子

久保 隆

令和3年4月1日 社会福祉法人 長渕保育園

理事長 尾藤 徳篤